

嘉手納町と指定管理者のリスク区分

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		町	指定管理者
支払い遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により町からの経費の支払の遅延によって生じた場合	○	
	上記以外の場合		○
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他町又は指定管理者のいずれの責にも帰すことのできない自然災害又は人為災害）に伴う施設、設備の修復による経費の増及び事業履行不能	○	
事業の中止・延期	指定管理者の事業放棄、破綻		○
	嘉手納町の指示によるもの（事業者の責めによるものは除く）	○	
施設、設備の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	経年劣化を含む小規模修繕（1件当たりの単価が <u>20万円</u> 以下）		○
	上記以外の場合	○	
利用者等への対応	業務に関連して取得した個人情報の漏えい等による利用者等に対する対応		○
	施設管理、業務内容に関する利用者等からの苦情、要望への対応		○
	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
業務改善への取組・指定の取消	指定管理者が町の指示（管理業務または経理に関する報告、実地調査、その他必要な指示）に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することができないと認める場合の施設利用者への影響や損害が発生した場合		○
施設の維持管理	建物、機械設備等の保守点検		○
	清掃、塵芥処理等		○
指定期間中における施設の追加	指定期間中に施設を追加する可能性があります。この場合、協議により指定管理料の増減が発生することがあります。【面積・時期等未定】	協議事項	